

# 第十回 参議院運輸委員会会議録第五号

昭和二十六年三月二日(金曜日)午後二時一分開会

本日の会議に付した事件

○水先法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○北海道開発のために港湾工事に関する法律案(衆議院提出)

○港域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○港則法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○海事代理士法案(内閣送付)

○一般運輸事情に関する調査の件

(昭和二十六年度国有鉄道関係予算にに関する件)

○衆議院議員(伊藤卿一君) お答えいたしました。釧路には今日羽矢という人がおりまして、このかたは甲種船長の免状を持つております。現在も水先類似業務に従事しております。釧路市にある中野運輸株式会社の船舶部長の

○委員長(植竹春彦君) それではこれから運輸委員会を開会いたします。

先づ水先法の一部を改正する法律案を議題に供します。本日は早速質疑に入ります。御質疑のあるかたは順次御発言をお願いいたします。

○岡田信次君 釧路には水先人は現在いるのでござりますか。それから大体どのくらい水先人がおつたらいのでありますか。

○衆議院議員(伊藤卿一君) お答えいたしました。釧路には今日羽矢という人がおりまして、このかたは甲種船長の免状を持つております。現在も水先類似業務に従事しております。釧路市

地位にありながら、頼まれましてときどき水先案内をするのであります。御質問の扱う隻数につきましては、昭和二十四年の十一月の一日から二十五年の七月の二十日まで、この一年足らずの期間におきましてこの羽矢氏が水路を教導した船の数は四十三隻になつております。大体月四・四・五隻定らすであります。併しこの釧路港に水先案内できる羽矢氏といふような人がいるということを知らないところの外来船が多いのであります。若し免許水先人ができました暁には、非常に需要者も増加するであろうと思いますし、又この釧路港の将来の発展といふことを一応勘定に入れますといふと、羽矢氏の考えに従えば月十隻平均は扱える見込みだということになります。それで生活が一体できるかどうかということもなりましようが、一応水先人に設定せられれば、中野運輸会社の船舶部長という責任ある位置からズレまして嘱託にでもなります。

○山縣勝見君 釧路の水先人は私は必要だと思いますが、釧路港の将来の大体予想される入出船舶、貨物の量、要だと思うのですが、釧路港の将来の度におきましては入港船舶は三百四十

五隻でありますて、トン数は千百六十ハトンになつております。釧路港は終戦以来暖流の影響を受けまして、「さば」「さんま」漁場の一大漁業基地となつたほか、釧路炭田の石炭の積出港として、又十條製紙のバルブの積出港といたしまして、更に木炭……、十勝、北洋方面的な飛躍を遂げたわけでありまして、積出した荷物の総トン数は昨年におきましては日本の第十一位ぐらいたるに相違したかと思いますが、大体二百万トンぐらいだと思います。今後更にそれを上廻る見込みでありますし、先日申上げましたように濃霧の非常に強い所であつて、港も狭く、更に漁港と商港との区別がまだ判然としておらないために非常に混雑するので、どうして港と区別を設ける必要があると思います。水先人を設定いたしまして正規に水先人を設ける必要があると思います。水先区を設定いたしまして正規に水先人を設ける必要があると思います。先人を設ける必要があると思います。小泉秀吉君 水先区を置くとすれば政府は強制にするつもりですか、自由に水先区としてやるつもりですか。

○政府委員(柳澤米吉君) 政府といましましては強制にいたさないつもりでござります。

○小泉秀吉君 そうすれば水先人は当然試験というようなものもあるだらう、と思いますが、只今の提案者の説明によると、中野運輸に勤めておられるかたが現在水先人をやつておる、これは非常に結構だと思いますが、このかたを何か推進でも政府はすることになると思いますが、一般的に希望者を募集して、現地の強い要望がござります。○山縣勝見君 二百万吨といふのは出入を入れまして二百万トンですか。それから外国船舶も最近入るんですか。

○衆議院議員(伊藤卿一君) 昨年八月の二十五、六日頃だと思いますが、フイッシュ・ミールを積みにノルウェーの船が一隻入つております。今後アメリカとの最短距離といたしまして相当

いうような点からも、将来シャトルか一萬トン近い船が来るというようなことが考えられます。

○小泉秀吉君 私はこれに賛成をする一人であります。政府の考へを一つ伺いたいと思います。釧路に水先区を設けるということに対しての政府の御見解はどういう御見解でありますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 政府といましましてこの設置につきましては同

意しておるわけでございます。

○小泉秀吉君 現在の状況におきましては一人でよいものであると、かように考えております。

○委員長(植竹春彦君) 他に御質疑はございませんか。別に御発言もございませんよですが、何人置くつもりでございませんか。

○政府委員(柳澤米吉君) 現在の状況でおきましては一人でよいものである

と、かのように考えております。

○委員長(植竹春彦君) 他の御質疑はございませんか。別に御発言もございませんよですが、から質疑はこれで終了いたしたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小泉秀吉君 私は本案に賛成でござります。で、できるだけ早くこれが実施されることを希望すると同時に、只今提案者からお話を聞いた羽矢君といふ方に対しまして、水先区を設定をしておら

うようになります。それからお聞きしたい。

○政府委員(柳澤米吉君) 第一の御質

つて頂きたいという希望を申述べて賛成をいたしました。

○松浦定義君 私も小泉委員同様本法案に対しましては賛成をするものであります。特にここに一言申上げたいと思いまするには当釧路港は気象、潮流その他の環境が船舶航行に極めて悪条件となつておるのであります、從来これを航行できなければ一人前の船長にはなれんとまでいわれておるのであります。最近同港出入船舶は著しく増加いたしまして、外國船の出入もあり、狭い港内に整頓の面からも水先区の設定につきましては航行関係業者より熱心な陳情がなされておるのであります。この実情に鑑みまして今回この改正案の実施を見るならば航行の安全、港内水面の利用増進に寄与することが極めて大であると考えますので、本員はこの案に対しまして賛成をするものであります。

○山縣勝見君 私も本案に賛成をいたすものであります、殊に釧路港は今後外国との関係で相当重要な港湾になると思ひますので、本法の早急の実施を希望いたすのであります。殊に只今お話をありました、釧路港の水先人とは非常に熟練者を要するのであります。が、幸いにして先ほどお話を羽矢君が現にその実際に当つておられるようであり、今後又羽矢君が恐らくその任に当られると思うのであります。私は羽矢君を多年知つてゐる者の一人として、この水先区が今回本法の改正によつて実施されることを非常に私は欣快に考えるのであります。さよならな意味からしても、本法に対し賛成をいたすものであります。

○委員長(植竹春彦君) 他に御発言は

ございませんか。……それではこれを以て討論終局したものと認めまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないと認めまして、それではこれより採決いたします。

〔総員挙手〕

○委員長(植竹春彦君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。從前の例によりまして、委員長報告その他のについては、委員長に一任をお願いいたしまして、多数意見者の御署名を御願いいたします。

岡田 信次	高田 寛	小泉 秀吉
内村 清次	菊川 孝夫	山縣 勝見
鈴木 清一	松浦 定義	

○菊川孝夫君 この法律の実施期日をいつにする見込みですか。公布と同時にありますか。

○衆議院議員(玉置信一君) 御質問の件によるわけであります。さよならな意なるわけであります。

○菊川孝夫君 そうしますと本年度、二十六年度の総予算案がすでに衆議院

を通過しまして、参議院へもう回付され、今審議中であります。その予算案の中に、この法律の実施に伴う経費が何らか見込まれておるものであるかどうか。

○政府委員(黒田靜夫君) 北海道開発のために港湾工事の法律が制定された場合に、北海道の港湾の予算はどうなるかという御質問かと存じます。が、港湾法によりまして重要な港湾については五割この工事の負担を国がいたし、その他の港湾につきましては四割を補助することと相成つております。北海道におきましては、從来とも全額国費を以てその経費を負担し、そのうちの岸壁等のごとく使用料がかかるようなものについては七割五分を国が負担しまして、残りの二割五分が地元負担と相成つておるような次第でございます。で、二十六年度予算ができるようなものについては七割五分を国が負担しまして、残りの二割五分が地元負担と相成つておるような次第でございます。これはこの予算を組むときにはまだ重要港湾は政令によつて指定されておりませんし、それから港湾法による港湾の管理者は北海道におきましては、未だにできておらない現状でござります。それで予算折衝の場合には大蔵省、安本等と了解の上、今年度の負担率と一応同じような現状でござります。それで予算折衝が指定になり、港湾の管理者ができる場合には、法によつて重要港湾においては五割、それから指定港湾においては四割の補助しか国ができる

ても、予算的には何ら變りはないようなわけでございます。

○菊川孝夫君 続いて、予算的には何ら變りがないとすると、この法律を通じても金がなければ……、これはもう金の要る仕事ですから、金がなければただ有名無実な法律になる。これは気休めになるといふ点が一点と、もう一つは或る程度北海道の港湾設備を要するだらうと思うのですけれども、全般的にこれだけの予算でございますか、そういうふうなわけはないと思うのですが、今ちよつと必要なこの法律実施に伴つて手をつけなければならん、それがまだ有名無実な法律になる。これは気休めになるといふ点が一点と、もう一つは或る程度北海道の港湾設備を要するだらうと思うのですけれども、全般的にこれだけの予算でございますか、

○菊川孝夫君 それでは提案者のかたにお尋ねいたしたいと思うのですが、この法律の実施によつて、北海道と言つても広いござりますけれども、主としてどこの港を一番先に、又函館であるとか、釧路であるとか、いろいろあるだらうと思うのですけれども、全般的にこれだけの予算でございますか、

○菊川孝夫君 それで手をつけなければならん、それがまだ有名無実な法律になる。これは気休めになるといふ点が一点と、もう一つは或る程度北海道の港湾設備を要するだらうと思うのですけれども、全般的にこれだけの予算でございますか、

○菊川孝夫君 それではこれは政府側にお尋ねするのですけれども、これは

まあ見通しですけれども、五ヵ年計画でこの九十億の支出が可能であるかどうか。この法律に裏付けなしに、何といいますか、単なる空文化してしまつては駄目だというようなわけでお尋ねしますが、その見通しを。

○政府委員(黒田靜夫君) 北海道の港湾は從来とも整備が非常に遅れておりまして、主として海岸線の出入りが少いのですから、又外洋に面した港湾が多いのですから、今まで防波堤のほうに経費の主力が向けられておりましたが、これも又未完成のような港湾が多数ございます。それで一応港湾を担当いたしております者いたしましては、五ヵ年間の整備計画を目標といたしまして、それは今玉置代議士のおつしやつたように、九十億前後だと記憶いたしておりますが、御承知のようにいろいろ財政上の都合がありまして、今年度は三億足らず、来年度は三億三千万円といつたような実情でござりますので、私どもは北海道の開発のために港湾を五ヵ年計画で整備することを目標といたしまして、努力いたしておりますよう次第でございます。

○菊川幸夫君 五ヵ年で大体まあ九十億という、それで今の三億三千万円といふのは、これは北海道だけでそれだけかかるのですか。

○政府委員(黒田靜夫君) そうでございませんが、これまでの実績からいと、三億前後より支出できなかつたというわけですね。

○政府委員(黒田靜夫君) ところが前年度におきましては、公共事業費の七%から八%、或いは多い場合は一〇%でございましたが、港湾の事業費とし

て計上されておつたのでござりますが、去年以来諸種の事情によりまして、これが五%前後に半減いたしておまつですが、その見通しを。

○政府委員(黒田靜夫君) 北海道の港

湾は、これから粧を頂戴いたしたいといふことにつきまして努力いたしておまつ次第でございます。

○岡田信次君 この法案の第三条に、

水域施設又は外かく施設は全額国庫が負担する。それから留施設と臨港

交通施設は七割五分と二割五分だと、

こういふうになつていて、両方ともに全額負担はしないようになります。

○岡田信次君 そうすると、この三億六千万円、或いは一億七千五百円程度が國の歳入のほうに現われて来るわけ

でございます。

○岡田信次君 そうすると、そのときどのくらいのことを見積つておりますか。

○衆議院議員(玉置信一君) 三億三千五百万円を予定しております。

○山縣勝見君 二十七年度はどのくらいですか。

○衆議院議員(玉置信一君) 二十七年度は累進して行きますので約十八億円

度あります。

○山縣勝見君 最近の、これは北海道の計画だけじゃなくして、最近の全国の港湾改修その他に対する予算が非常

にいろいろな関係上削減されて少額の予算が削減されたりするため、ほかのものと違つて、この港湾施設の改修等は途中でやめては何にもならぬこと

であります。そのことにつきましては予算折衝の過程におきまして安本、大蔵

省等といろ／＼了解を得ておるよう

な次第でございます。

○岡田信次君 先の初めの質問に戻るのですが、臨港交通施設といふのは臨港道路、臨港鉄道を含んでおると思うのですが、臨港鉄道については何といふか、負担問題で……。

○政府委員(黒田靜夫君) 臨港鉄道は、大体その港で通念的につながつてお

ります。臨港区域における道路、鉄道に、初めから外郭施設等は全額国費、

うち内を国が負担し、補助するよ

うなことになつております。このこと

で予算を計上しておりますので、この法案が通りましても変化はないのでござります。逆に、仮に港湾管理者がでます場合には、港湾法によつて重要な港湾においては国が五割を負担し、地

方港湾では四割を補助することになつておりますので、この法が通らずに港湾管理者が仮にできましたといたしますと、三億三千万円から逆に約半分の一億六千万円、或いは一億七千五百円程度

が、大体来年度予算としては九十億のうちどのくらい見積つておるか。昭和二十六年度五ヵ年計画の中の来年は初年度といいますが、そのときどのくらい

が国の歳入のほうに現われて来るわけ

でございます。

○岡田信次君 そうすると、この三億三千といふのはもうすでにこの法案が通るものとして計上されておるということですね。

○衆議院議員(玉置信一君) 三億三千五百万円を予定しております。

○山縣勝見君 二十七年度はどのくらいですか。

○衆議院議員(玉置信一君) 二十七年度は累進して行きますので約十八億円

度あります。

○山縣勝見君 先の初めの質問に戻るのですが、臨港交通施設といふのは臨

港道路、臨港鉄道を含んでおると思うのですが、臨港鉄道については何といふか、負担問題で……。

○政府委員(黒田靜夫君) 現地の実

情からいたしまして、事業量の内容を検討して見まして、大体予定通り遂行できると思いますが、なお詳細に亘りましては政府委員からお答え申上げます。

○政府委員(黒田靜夫君) 北海道の港湾が五ヵ年計画で約九十億程度要るの

でございますが、これは想像されます。逆に、仮に港湾管理者がでます場合には、港湾法において予想をされる五ヵ年計画は九十億ということがあります。しかし、まだ私どもとしても北海道の港湾を整備するため、相当公共事業費の

を整備するため、この法が通らずに港湾管理者が仮にできましたといたしますと、三億三千万円から逆に約半分の一億六千万円、或いは一億七千五百円程度

が、大体来年度予算としては九十億のうちどのくらい見積つておるか。昭和二十六年度五ヵ年計画の中の来年は初年度といいますが、そのときどのくらい

が国の歳入のほうに現われて来るわけ

でございます。

○衆議院議員(玉置信一君) 今おつしやいました通りでございますが、この五

カ年計画におきましては防波堤を延長する面もありますし、又新設いたす面もございます。それから突堤の一車ありますところを二本、三本と出すような計画がございます。で現状では不備でございますので、それを防波堤を作つたり、突堤の一本のところを三本に延長したり、又新設の防波堤を立てるといふ目標を立てておるのでござりますが、五カ年の間に九十億がござりますが、五カ年の間に九十億がでさきなかつた場合には、一つの港におきましてその機能を最もよく発揮できるような緊急な部分から着手して行きます。例えば防波堤を急ぐ場合には、防波堤の延長をやり、更に急ぐ場合には防波堤の欠けておる他の同じ港内における防波堤を新設する。それからその次に二本目のピアを出す。最後に三本目のピアを出す。防波堤ができるれば港湾の機能は相当上ります。ピアが三本ないがために機能が相当落ちるかも知れませんが、その一本あつて二本作つた場合に、三本目がなくとも機能は、三本よりは落ちますけれども、致命的に機能が害されるというようないことはないと思います。これは一例でございますが、各港につきまして十分検討いたしまして、緊急のもの、能力を發揮できるようなものから逐次やつて行きたい、そういう方針でおります。若しありますれば九十億を目標にして全部を五カ年間にやつて行きます。いろいろ考へております。

○山縣勝見君 この北海道の地理的ないろ／＼な事情から、今後外国船舶が相當北海道の関係の港湾に入出すると思うのですが、この五カ年計画の本法に盛られておりまするの外航物資が北海道に入出する。それと関連

して相当この港湾の施設の計画が考えられておりますか、どうか。

○政府委員(黒田靜夫君) 経済自立に伴う外航貨物の出入というにつきましては、北海道におきましても数港を考えております。今ちよつと記憶にございませんが大体函館、小樽、室蘭、釧路かと記憶いたしておりますが、正確なことはわかりません。

○山縣勝見君 私のお尋ねしたいのは港の数もありますが、外航船舶でありますから、特に外国の船舶でありますから、深さとかいろいろな設備ですね。それが外国の船舶に適応するよう計画されておるかどうか。

○政府委員(黒田靜夫君) 函館、小樽、室蘭、釧路におきましては、いずれも一万トン級の外航船が防波堤の中に入り、沖荷役もでき、又は一部は接岸ができるような設備を予想しております。現に小樽港におきましては、第二埠頭をその目的のために工事中でござりますし、釧路におきましては、一万トン級ツー・ペースが完成いたしております。函館におきましても目下一万トン級ツー・ペースのうちワン・ペースを早く建築することを考えて予算がついております。室蘭におきましても一万トン級の接岸可能な岸壁が今年度完成いたす予定でございます。

○小泉秀吉君 法案を提出した主なる理由といふものが、港湾法が制定されたために從来北海道の主要港において全額国庫負担、或いは七五%国庫負担

して相当この港湾の施設の計画が考えられておりますか、どうか。

○政府委員(黒田靜夫君) 計画をすると認められたのであります。御承知の通りに北海道に対しましては、北洋特別な取扱いをしておるが、北海道開拓が早く開拓されれば港湾もこの民間の企業によつて相当発展すると考えます。

○委員長(植竹春彦君) 質疑はまだ…

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) ちょっとと速記をとめて頂きたい。

○委員長(植竹春彦君) ちょっとと速記をとめて頂きたい。

○委員長(植竹春彦君) ちょっとと速記をとめて頂きたい。

○岡田信次君 私はこの法案が通ると、却つて北海道の港湾整備が遅れることがあります。室蘭におきましても、斯を早く建築することを考えて予算がついております。室蘭におきましても、北海道が非常に港湾を中心として開発が遅れております立場から、本法案が、この工事に吸収されるかとお尋ねしたいと思います。

○岡田信次君 私はこの法案が通ると、却つて北海道の港湾整備が遅れることがあります。室蘭におきましても、北海道が非常に港湾を中心として開発が遅れております立場から、本法案が、この工事に吸収されるかとお尋ねしたいと思います。

○岡田信次君 私はこの法案が通ると、却つて北海道の港湾整備が遅れることがあります。室蘭におきましても、北海道が非常に港湾を中心として開発が遅れております立場から、本法案が、この工事に吸収されるかとお尋ねしたいと思います。

○政府委員(黒田靜夫君) 實は失業救済費を割くということを言つておられるので、この御計画は大体できておりますが、お知らせ願いたいと思いますが、特に私は失業救済費からも公共事業費を割くといふことを言つておられるので、

○政府委員(黒田靜夫君) 公共事業費といふのはどうしたつて今は失業救済費と切り離すことができない

○政府委員(黒田靜夫君) ものと思いますが、その点一つ最後にあります。北洋では港湾工事をやろうとするが、國が全額を負担しなければなりませんが、ところが本州においては半額なり四割でいいのです。そちらすると同じくお尋ねしたいと思います。計画ができておりますが、できておらなければよろしいのですが、どのくらい……。

○政府委員(黒田靜夫君) 実は失業救済事業でないのです、失業者を何人使えます。北海道で港湾工事をやろうとするが、國が全額を負担しなければなりませんが、北洋では一つしかできません。北洋では対しましては特例を設けないと今までたつてもできない。港湾法の負担を特に新たに加えるとき結果となることは適当でないと言ずるのであります。又一面港湾法は港湾管理者の負担を増強するのに何らプラスするものであります。この際において北洋開拓を重要施策として、國家が取上げるならば従来より道民の負担を新たに加えるとき結果となることは適當でないと言ずるのであります。

○岡田信次君 私もこの法案に賛成いたします。北海道の開拓が今後の日の本質は賛成をするものであります。この特例法は極めて適切と考えます。本員は賛成をするものであります。

○政府委員(黒田靜夫君) 私もこの法案に賛成いたします。北海道の開拓が今後の日の本質は賛成をするものであります。

○政府委員(黒田靜夫君) お答えいたしましたが、本員は賛成をいたします。北海道で全額国費でありますと、國は負担して工事を進めることができますが、仮に地元が、産業が興りますが、これまで終了したものと認めて御異議ございませんか。

た措置であると、かように考えてまして賛成をいたす次第であります。

○菊川孝夫君 私も本法案に賛成いたしましたが、希望条件を付けたいと思ひます。と申しますのは先ほどの御説明で明らかにされたこの計画では、五方年計画九十億の国費を必要とするといふことがはつきりしております。にもかかわりませず昭和二十六年度は三億円余の経費より盛られておらない。次年度以降は十八億といふうに今御説明がございましたが、二十七年度にはその予定の十八億を必ず予算の中に盛り込み得るよう、特に提案者は与党のおかたでございますし、時の政府と十分緊密な連絡の下にこれを必ず入れさせてるよう御盡力を願わなければ、単に法律を通しておいても予算の裏付がなければ、画に描いた餅に等しいと私は思いますので、これが予定計画通りに実施されまして北海道開発に寄与でき得るよう御尽力を願いたい。提案者のかたは党を挙げて御尽力願い、又政府のほうでも本案の重要性に鑑みまして次年度以降の予算的処置を十分に講ぜられるよう要望いたしまして、本法案に賛成いたします。

○委員長(植竹春彦君) それでは討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御掌手をお願いいたします。

○委員長(植竹春彦君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。委員

長報告その他につきましては委員長に御一任願いまして御署名をお願いいたしました。

多数意見者署名

岡田 信次	小泉 秀吉
高田 寛	山縣 勝見
内村 清次	菊川 孝夫
村上 義一	松浦 定義
鈴木 清一	

ありまして、まとめるのが又当然であろうと考えまして一港にいたしました。

○小泉秀吉君 私はまとめる理由を聞いたのじやなくして、まとめたのは結構だが、これには姫路と書いてあります。理由が違うかも知れませんが、重構だが、これには姫路と書いてあります。

伏木港があるのですが、港域法によりましてこれは伏木富山港となりました。伏木港、富山港といったような港でござります。

○政府委員(松野清秀君) 新たに港域を決定する港としましては、一応最近の年間ににおける平均入出港船舶のトン数が約二十万トン、これを一応の基準といたしまして、更に各港湾施設の能力、或いは避難港としての自然条件、或いは海上における交通路等の観点から見まして重要なと認められ、及び現に港湾計画が具体化されておりまして、将来逐次発展するであろうと予想されるものは、特に重要港として改めまして港域を新たに決定することにいたしております。なお、これにつきましては地方の公共団体からも申請があります。

○小泉秀吉君 併し……もう一点局長に伺いますが、飾磨港を重要港湾にしなが、現在の過程においては姫路港は重要港湾とは認めるわけに行かないのと変なことになるようですが、その点には、港域法に定めた港域の中においてその港の港湾をきめることと相成るのでございまして、たとえ申しますと、港域法には京浜港となつておりますが、京浜港の中に今度想像されますと、横浜港とかあるいは東京港或いは川崎港といったような港が出て来るのと同じようなものだと考えております。

○政府委員(黒田靜夫君) 姫路港はたしかその港域内に三つ程度の港が含まれておると思ひます。それが全体が姫路市の地元になつております関係で、姫路港といふ港域法の名称をとられたかと存じますが、将来飾磨港に港湾管理者ができる場合に如何なる名称をとりますかは、それは港湾管理者ができる建前上、地元が決定いたすこととなつております。

○小泉秀吉君 そうすると、従つて政

府が指定した重要港湾の飾磨といふのは、何らか只今の御説明のようないふなことがあります。本案を原案通り可決することによるまでは飾磨は重要港湾だといふことになるのですか。その点は……。

○政府委員(黒田靜夫君) その通りでございます。

○岡田信次君 今度非常に港が殖えて、多數意見者の御署名をお願いいた

ます。それでは本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。例によりまして委員長報告その他のについては委員長に御一任願いました。多數意見者の御署名をお願いいた

ます。

○委員長(植竹春彦君) 全会一致でございます。それでは本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。例によりまして委員長報告その他のについては委員長に御一任願いました。多數意見者の御署名をお願いいた

します。

多数意見者署名

岡田 信次	小泉 秀吉
高田 寛	山縣 勝見
内村 清次	菊川 孝夫
村上 義一	松浦 定義
鈴木 清一	

○委員長(植竹春彦君) 次に、海難審判法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のあるかたは順次御質疑をお願いいたします。

○小泉秀吉君 本案の第十三条の二に、廷吏を置くといふことになつておられます。これは従来はなくともやつておつたのか、これに代るようなものを作ることになるのか……。

○政府委員(長屋千鶴君) お答えいたしました。従来はこれに相当する廷吏を置いておりませんので、小使を以てこれに当てるよろんなわけで、従つて審判官のいろいろな命令に対してもできませんし、いろいろの不都合がありますし、又審判の開廷時間は相当長時間に亘りますので、そのためにほかの庁員をこれに当てておりますというと、そのほどの仕事が差支えるよろんな状態でござりますので、是非これは裁判所の廷吏のよろんな工合に制定いたしたいと思っております。

○小泉秀吉君 それは結構だと思いますが、予算の措置や何かできておるのあります。大体これに要しまする経費は、人件費といたしまして三十万七千八百円、物件費といたしまして四万二千円、合計三十四万九千八百円一ヵ年にあらざんか。……それでは別に御発

要する次第でございますが、これはまだ大蔵省と折衝いたしておりませんけれども、新たに折衝いたしまして、僅かのお金でございますから頂くようになります。お預りくださいと思つております。

○小泉秀吉君 第四十条の二であります。ですが、ここのおましいほうに「命令で定める方法により宣誓をさせなければならぬ。但し、命令で定める者は、宣誓をさせないことができる。」この「命令で定める者」というのはどういふものを言つたのですか。

○政府委員(長屋千鶴君) お答えいたしました。それにつきましては省令の改正をいたさなければなりませんので、大体今のことろその省令の極く草案でございますが、私のほうで考えておりますのを申上げます。第四十三条の三、「証人で受審人の配偶者又は四親等内の親属、若しくは証人とこれら関係にあつた者に對しては宣誓をさせない」とこれを訊問することができる。第二条にあつた者は宣誓の趣旨を理解することがであります。それでたゞこの問題は宣誓の趣旨を理解することがであります。従つて審判の本質は行政処分であると存じまするから、新刑事訴訟法のよろんな複雑な規定を適用することは審判を必要に長延かせ、又迅速を期するゆえんでない。

且つ現在の審判局のよろんな組織の小さい陣容では、さよろくな複雑な証拠法にきないものには宣誓をさせないで、これを訊問しなければならない。それから宣誓の内容でございますが、第四十三条の四といたしまして、「宣誓は宣誓書を朗読させてこれを行い、且つこれに署名押印をさせなければならぬ。」宣誓書には良心に従つて真実を述べ、何ごともかくさず、又、何ことも附加えないことを誓う旨を記載しなければならない。第四十三条の五

言もございませんようですから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めまして、これより本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御掌手をお願いいたします。

○委員長(植竹春彦君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。例によりまして委員長報告その他については委員長に御一任をお願いいたしました。多數意見者の御署名をお願いいたしました。

○委員長(植竹春彦君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。例によりまして委員長報告その他については委員長に御一任をお願いいたしました。多數意見者の御署名をお願いいたしました。

○委員長(植竹春彦君) お答えいたしました。第三十条の二と同様に第三十条の二と同じことを意味していることになつてしまつたのですが、第三十条の二といふと、停泊船から、繫留船から、修理船から、それからして全部指したものであります。

○政府委員(松野清秀君) 「特定港内に停泊する船舶」と申しますのは、港内にある航行しておる船舶以外のものを全部指したものであります。

○小泉秀吉君 この法案については、第三十条の二の「特定港内にある船舶」の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。質疑のおあらわしがたは順次御発言を願います。

○小泉秀吉君 この法案については、第三十条の二の「特定港内にある船舶」というのと、それから第三十条の三の「特定港内に停泊する船舶」というよろんな違った表現がしてあります。この改正の要旨だと存じますので、審判機関の技術的判断力を十二分に發揮し得るように、審判を円滑且つ迅速ならしめ得ることを期待せられたのが、この改正の要旨だと存じますので、改めて適切でござりまするから、これに賛成するのみならず、その他の小さな改正をそれほど有意義と存じますので、本案全部に賛成するものでござります。

○政府委員(長屋千鶴君) お答えいたしました。第三十条の二におきまして、「特定港内にある船舶であつて」これこれだけの規定を省令によつて定めた

航行しておるもののは含まないのだといふことを明らかにしたいがために、こ

ういう表現をしたわけであります。要するに航行中の船舶を除くということを一応はつきりしたいがために、こういうような表現になつたのであります

が、三十条の三におきましては、三十条を受けて来てまして、「特定港内に停泊する船舶」が対象になることがはつきりしておりますので、こういうようなりしておられます。そこで、こういうようないふべきものと決定いたしました。例によりまして委員長報告その他については委員長に御一任をお願いいたしました。多數意見者の御署名をお願いいたしました。

○小泉秀吉君 停泊といふ意味は、横橋に繫留するのを停泊といふように、そういうことを意味しておるといふ意味なんでしょうか。いわゆる航行中の船舶が……停泊しているというようになります。

○委員長(植竹春彦君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。例によりまして委員長報告その他については委員長に御一任をお願いいたしました。多數意見者の御署名をお願いいたしました。

○政府委員(松野清秀君) 「特定港内に停泊する船舶」と申しますのは、港内にある航行しておる船舶以外のものを全部指したものであります。

○小泉秀吉君 今のお話だと、そうすると第三十条の二と同じことを意味していることになつてしまつたのですが、第三十条の二といふと、停泊船から、繫留船から、修理船から、それからして全部指したものであります。

○政府委員(松野清秀君) 「特定港内に停泊する船舶」と申しますのは、港内にある航行しておる船舶以外のものを全部指したものであります。

○小泉秀吉君 この法案については、第三十条の二の「特定港内にある船舶」というのと、それから第三十条の三の「特定港内に停泊する船舶」というよろんな違った表現がしてあります。この両方の著しい差違はどこにあるのですか。

○政府委員(松野清秀君) お答えいたしました。

○政府委員(松野清秀君) 修理中のものでも或いは長く繫船する目的のものでも、やはり一応汽笛なり汽角を使用し得る状態にあるよろんな船舶は無論含むわけでありまして、止むを得ない事

情で使用し得ないような状態にある船

舶に対しても、無論拘束をする趣旨のものではないあります。

○小泉秀吉君 そうすると、少しはつきりして来たようなんですが、今の御

説明だと、特定港内にある船舶であつて、使用し得る汽笛、又は汽角を備えるようなものは、といふ御説明なんだが、これなら私もわかるのだが、この汽笛又は汽角で船が火災になつたら何でもかんでも警報し得るといふふうに思はれるので、甚だその点条文の書き方が意味はわかるのだけれども、少し氣に入らない気がしたのですが、何かもう少し条文を、今の御説明のように直す御意思はないでしょうか。

○政府委員(松野清秀君) 御説の通りであります。が、たしか海上衝突予防法におきましても汽笛又は汽角を備えるものはこれによつてこういふ信号をせよといふ条文があると思いますが、無論衝突予防法による航行中の船などは汽笛又は汽角を使えないような状態にあるケースは非常に少いとは思いますが、併しやはり汽笛まで通じておるハイが故障したというようなことで、

汽笛又は汽角を使えない場合は起り得るかと思ひます。が、併し衝突予防法におきましては、アメリカン・バイロットにはこういいうレギュレーションが規定されております。

○小泉秀吉君 三十七条の二のおしまいのほうに「運輸省令で定めるその他管区海上保安本部の事務所の長」云々とあるのですが、この港則法を見る

と、運輸省の定めるといふようなことは一つも出でないで命令といふように表現はほゞしてあるのですけれども、これは特に「運輸省令で定める」というように書かないといふ、命令と

運輸省令との差はどういうところにあると思います。

○小泉秀吉君 罰則がないからどうでもいいようなものだけれども、海上衝突予防法というようなものをここに引

用するのは少し牽強附会だと私は思うのだがね。

○政府委員(松野清秀君) 御尤もで御説の通りですが、特にそういうところまでここに語わなくてもいいのじやな

いかという考え方でやりました。

○小泉秀吉君 強いて修正しようとは思はんけれども、もう少し素人わかりのいいような表現の仕方がありそな

いことだと思うので、この点御当局に十分一つお考えを願いたい。それから

「長声五発を吹き鳴らさなければならぬ」といふのが三十条の二にあります

が、これは何かこの間の説明によると外国でもこういふ法律があるから作

るのだといふような……、長声五発を鳴らすといふようなことがやはり国

際的に或いは一つの例になつております

言葉か、国際条約みたいなものでこういふようなものがあるとかいうような

関係があるかないかを伺いたい。その

御説明願います。

○政府委員(松野清秀君) 国際的にこ

ういいうような長声五発を吹き鳴らすといふようなことにはなつてないよう

あります。アメリカ・バイロットにはこ

ういうレギュレーションが規定されて

おります。

○小泉秀吉君 三十七条の二のとおり

いのほうに「運輸省令で定めるその他

の管区海上保安本部の事務所の長」云々とあるのですが、この港則法を見ると、運輸省の定めるといふようなことは一つも出でないで命令といふように表現はほゞしてあるのですけれども、これは特に「運輸省令で定める」というように書かないといふ、命令と

運輸省令との差はどういうところにあるのでしょうか。

○政府委員(松野清秀君) 命令と言いま

ますと、省令も政令も含むわけであり、まして、港則法の他の箇所では「命令

の定める」というような、皆表現にな

つておりまして、そういう表現を統一するという観点から言いますと、命令

で定める、こういうふうにすることに

なりますが、地方の管区海上保安本部の事務所は運輸省令で定められており

ます関係で、ここで港長の権限で行う

地方の事務所を指定する場合には、当

然運輸省令でやることになりますし、

又仮に単独の命令を出さないで施行規

則で改正して、施行規則中に規定する

といつしましても、運輸省令でやることになりますので、運輸省令である

ことがもうはつきりしております

で、運輸省令と、こうしたほうがいい

のじやないか、かようくを考えまして

「運輸省令で定める」、こういたした

次第であります。

○小泉秀吉君 この港則法の四十二条

の関係なんですが、三十条の二に違反

したときは罰金又は料金ということが

書いてあるのですが、これはここでい

う三十条の二といふのは、三十条とは

全然独立の条文ですから、三十条に罰

則があつても、三十条の二に關しては

罰則は入らないのだと私は思つてい

る。非常に迂遠な質問ですが、さよう

に了解していいのですか。

○政府委員(松野清秀君) お説の通り

であります。

○委員長(植竹春彦君) 御質疑がございませんければ、予備審査であります

から、この程度で本日の質問は一応終了いたします。

○小泉秀吉君 この法案に関連して弁

護士会から私どものところへ申入れが来ておるので、それについて少しこれに

に関連するのでお伺いしたいのです

が、弁護士会において、第一條の「相

談に応ずること」というのは、これは

鑑定調査などを包含するものとされば、弁護士法に抵触するから反対をす

るというようなことがあるのですが、これに対する御当局の御意見を伺いたい

い。

○政府委員(塙井玄剛君) それには鑑定は入つております。

○菊川孝夫君 ちょっとお尋ねいたしましたが、第二条の第二号ですが、「行政

官厅において十年以上上海事に關する事務に從事した者であつて、その職務の経歴により海事代理士の業務を行ひの

に十分な知識を有していると運輸大臣が認めたもの」とあるのですけれども、これは一体十年間海運局に勤めておつたらそれで知識を有しておると認められるのですか。それともこれは又特別な試験でもやるんですか。その点について取扱いをどういうふうにされるつもりですか。

○鈴木清一君 今菊川君の質問に関連するが、菊川君の聞きたいのはこう

いうことではないかと思う。例えば希望者が数多くあつた、そうするとこの条文で行くと主務大臣が前歴か何かを見て認定ということになるが、併し希望者が多くて、そうしてその多い中から選抜しなければならないといふよう

な状態でもあつたときに、試験制度といふものは相当重要な役割を果すことになるが、こういうまあ関連も含んでおる、こういう意味で私はこの点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(塙井玄剛君) 試験はやりませんでござりますが、運輸大臣がその個人々々につきまして、果してその知識、経験……十年やつておつたが、これから始めようとする海事代理士の仕事に適任であるかどうかということは

認定を、自由裁量的に或るときは緩め、或るときには強めるといふことは不適当ではないかと考えております。

試験ではないが、十年ただ勤め

ておれば全部それを無試験にするといふことはまだ少し過ぎやしないか、

丁度それに適した仕事をやつておつた

かどうかということをもう少し審査し

て見る必要がある。こういうまああれ

ですが……。

○菊川孝夫君 審査といいますけれども、一体どういうふうに、書類審査でやられるのか、或いは又これについての施行規則でも設けられるつもりですか。

○政府委員(塙井玄剛君) 試験になる

ような審査という意味合いではないが、さりとてその觀點には……。

○菊川孝夫君 どうもはつきりしない。

○鈴木清一君 今菊川君の質問に関連するが、菊川君の聞きたいのはこう

いうことではないかと思う。例えば希望者が数多くあつた、そうするとこの条文で行くと主務大臣が前歴か何かを見て認定ということになるが、併し希望者が多くて、そうしてその多い中から選抜しなければならないといふよう

な状態でもあつたときに、試験制度といふものは相当重要な役割を果すことになるが、こういうまあ関連も含んでおる、こういう意味で私はこの点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(塙井玄剛君) 運輸大臣の認定を、自由裁量的に或るときは緩め、或るときには強めるといふことは不適当ではないかと考えております。

そのほうは、若し数が多くて困る、だから今年は廃止したくないのだと

ときには、試験のほうを実施しないよ

うにして第二号による申請者があつた場合には、一定の基準の省令その他内規によつて、きめられた一定の基準に合致する者はやはり許して行くべきで

はないかと考えております。

○菊川幸夫君 どうもこれは未だに官尊民卑の弊が抜け切らんのじやないか。郵船会社、商事会社において海運を扱う、そこで事務を十年やつておつた者なら結構その仕事はできると思う。而も運輸大臣が認定して無試験でバスできるような人なら、試験を受けさせても合格すると思う。それを無試験にしたというのは、どうも第二条は甚だ私も官庁におつた者でありますけれども、官尊民卑の弊末だに抜け切れずといふ嫌いがあるのであります。と申しますのは、先ほど言いましたように、例えば郵船会社において十年勤務した者なら運輸大臣が認めてやれ。こういうことなら私はわかると思いますが、官庁だけが、……而も官庁のそういう仕事をやつておつた人は民間の会社その他におつた者よりも優秀であるかというと、私はそろばかりでないと思う。なぜ官庁だけ特別扱いなどはない。あなたは官庁の人間だつたら優秀と認めて立案されたのかどうか。

○政府委員(壇井玄剛君) 官庁だけ優先に取扱いをしたかのとき感があるではないかということございますが、条文の体裁から申しますとややその感なきにしもあらずであります。別表に十ばかりの法律を挙げておりますが、この法律による手続を行なうための代理士でござりまするので、実はこういった仕事に対する全面的な知識経験、或いは官庁に関する諸手手続きの経験といったものは、やはり官庁における者の方が船会社にある者よりも豊富である。そういう意味におきまして官庁に十年もおればおおむねいろいろな各方面に当つて経験を積んでおるであ

ろ。勿論こういう手続関係でない仕事に従事する機関もございますが、官庁の主要な仕事はこういう法律関係の、要するに事務手続の仕事が主でござります。勿論会社におりましても官庁に対する手続をする係の人もありますが、主たる業務は会社の営業を主にした、中心にした仕事であります。そういう色彩の面と比べますと、やはり官厅における者のほうが、こういう仕事を習熟しておる。なお又実際海事代理人の毎日やつております仕事を現実に見、又百四五十人の現実に海事代理人をやつておる人たちの意見を聞きましたが、官庁だけが、……而も官庁のそういう仕事をやつておつた人は民間の会社その他におつた者よりも優秀であるかというと、私はそろばかりでないと思う。なぜ官庁だけ特別扱いなどはない。あなたは官庁の人間だつたら優秀と認めて立案されたのかどうか。

○政府委員(壇井玄剛君) 只今御説明不十分というお感じかと思いますが、ほかの立法例から見ましても、例えは輸送大臣において審査をする、或いは認定をするということであれば、試験を受けると同じではないか、こういふ話をございますが、試験は第五条にありますように一般法律常識、海事に関する法令についての専門的知識、その他海事代理士の業務を行うのに必要な実務上の知識といふふうに、全面的にやがて二年以上在職しておる者、又税務官、弁理士法でも特許局において高等官として二年以上在職しておる者、又税務代理士法では税務関係の官庁で高等官、判任官の職に三年以上在職しておつた者、それから司法書士は裁判所事務官、裁判所書記官、補、法務府事務官の職を二年以上やつておつた者という例もございます。前例は必ずしも当を得たものであるとは限らないと思いますが、一応の観察からいたしますといふと、やはり毎日そらくいたしまして、やはり毎日その仕事を専門にやつておつた者には初めからどうせそれは一番で及第するものであります。全然それに関与していないなかつた、或いは又関与の程度がないふうに何だか今の御答弁のようになりますが、これはもう十分できるという人ならこの試験を受けても優秀で皆一番でバスしますね。それなのに特別な条項を設けて保護する必要はないのではなく

いかという意味を申上げておるのであります。そういう意味で、そんな人なら法律、常識百般何でも知つておるからと、一向差支えないのではないか。それをなぜ特別にこういう条項を設けて特別に保護するような規定を設けたかということを私は聞きました。理由は僕は当然と思うのです。こういう人ならもう信頼は置けるというなら、当然試験を受けたつて、今日公務員でも何でも試験制度になつておるのに、私はこの特例を設けるといふのは、私は印象と申しますか、先ほども申しましたが未だにそういう尻尾を控えていふる、官尊民卑の弊風を控えておると思うのです。

○政府委員(壇井玄剛君) 只今御説明不十分というお感じかと思いますが、ほかの立法例から見ましても、例えは輸送大臣において審査をする、或いは認定をするということであれば、試験を受けると同じではないか、こういふ話をございますが、試験は第五条にありますように一般法律常識、海事に関する法令についての専門的知識、その他海事代理士の業務を行うのに必要な実務上の知識といふふうに、全面的にやがて二年以上在職しておる者、又税務官、弁理士法でも特許局において高等官として二年以上在職しておる者、又税務代理士法では税務関係の官庁で高等官、判任官の職に三年以上在職しておつた者、それから司法書士は裁判所事務官、裁判所書記官、補、法務府事務官の職を二年以上やつておつた者といふと、やはり毎日そらくいたしまして、やはり毎日その仕事を専門にやつておつた者には初めから第五号の「登録のまつ消の処分」を受け、その処分の日から五年を経過しない者、これは何か前例によつてやられたのですか、期間はどういうふうなところで認定されたのですか。○政府委員(壇井玄剛君) これは大体前例によつたのです。前例は只今お目にかけますが、懲戒免職の処分を受けたものでございますね。

○政府委員(壇井玄剛君) そうでございます。五号の登録のまつ消処分を受けておられるのでござりますが、懲戒免職の処分を受けたものでござりますね。

○政府委員(壇井玄剛君) それから第一回の登録のまつ消処分を受けて五年、まつ消処分を受けるようなケースは二十五条の一項にござりますようになつましたのでござります。

○菊川幸夫君 これは意見の相違でございましてそういうふうな前例だとか……私はむしろそういう前例はやめてしまふ。これは自由競争を大いにやるべきであつて、十年やつたから特別にこれをとるというようなことは、これはも

す。例えば十年たつたらと書いてあります、船検査の仕事も相当十年なります。十年やつておる、或いは地方の海運局の出張所に勤めていることが三年、つまり現場の仕事をよくやつておるというようなことをいろいろと、実は今までやつたことはございませんので、只今研究中でございますが、そういう具体案を作りまして、その基準に合せて決裁を受けるというふうに考えております。

○小泉秀吉君 今のお説のようなものは内規で秘密にしているつもりですか、公表して規定を明示する、こういふうにしますか。その御腹案はどういうふうに……。

○政府委員(壱井玄剛君) できるだけ公表をいたしたいと思っておりますが、まだ確定的なところまで申上げることはできないと思います。

○小泉秀吉君 第五条についてちよつと……第五条の「試験に関する規定の制定、試験問題の作成及び試験の合格者の決定は、相当の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者」云々、こういふくなつております。これは、相当の地位を有する者及び海事代理士の業務について広い経験を有する者、というふうに読むのですか、これは読み方はどういうふうに読んだらいいでしよう。

○政府委員(壱井玄剛君) これは「決定は」、というところで切れておりま

す。これが主語でございまして、その決定をするのには相当の社会的地位のある人であつて、而も海事代理士の業務について広い経験を有する者、この二つの条件を備えた者五名の意見を聽いてきめる、こういう書き方でござい

ます。

○小泉秀吉君 この海事代理士の業務について広い経験というのは、必ずしも海事代理士そのものでなくとも、広い経験があれば妨げないというように

○政府委員(壱井玄剛君) さようでござります。

○委員長(植竹春彦君) ほかに御質問もなければ、質疑は次回に譲りまして、次の審議に移りたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) 本日はこの

程度にしまして次に移ります。

○委員長(植竹春彦君) それでは議事の都合によりまして、一般運輸事情に

○委員長(植竹春彦君) 朝鮮動乱が

起りまして、国際情勢がいろいろと変化して参りまして、内外の輸送貨物は急激に増加しつつあるような現状でございまして、特に特需関係、或いは重い経験を有する者、というふうに読むのですか、これは読み方はどういうふうに読んだらいいでしよう。

○政府委員(壱井玄剛君) これは「決

定は」、

九

ますと三千九百二十万トンに上つております。本年度はこの実績の推定、あるいは生産指數の上昇等からいろいろ各港別に取扱い貨物を積み上げて参りますと、三千六百万トンになる見込でございます。この三千六百万トンに対して、現在のこれらの港湾の荷役能力はどれだけかと申しますと、二千六百万トンしかないでございます。そのため結果如何なる事態が起きております。これは、まだ確定的なところまで申上げることはできないと思います。

○委員長(植竹春彦君) それでは議事の都合によりまして、一般運輸事情に

○委員長(植竹春彦君) 朝鮮動乱が起りまして、国際情勢がいろいろと変化して参りまして、内外の輸送貨物は急激に増加しつつあるような現状でございまして、特に特需関係、或いは重い経験を有する者、というふうに読むのですか、これは読み方はどういうふうに読んだらいいでしよう。

○政府委員(壱井玄剛君) これは「決定は」というところで切れておりま

す。これが主語でございまして、その決定をするのには相当の社会的地位のある人であつて、而も海事代理士の業務について広い経験を有する者、この二つの条件を備えた者五名の意見を聽いてきめる、こういう書き方でござい

ます。

○委員長(植竹春彦君) 本日はこの程度にしまして次に移ります。

○委員長(植竹春彦君) それでは議事の都合によりまして、一般運輸事情に

○委員長(植竹春彦君) 朝鮮動乱が起りまして、国際情勢がいろいろと変化して参りまして、内外の輸送貨物は急激に増加しつつあるような現状でございまして、特に特需関係、或いは重い経験を有する者、というふうに読むのですか、これは読み方はどういうふうに読んだらいいでしよう。

○政府委員(壱井玄剛君) これは「決定は」というところで切れておりま

す。これが主語でございまして、その決定をするのには相当の社会的地位のある人であつて、而も海事代理士の業務について広い経験を有する者、この二つの条件を備えた者五名の意見を聽いてきめる、こういう書き方でござい

ます。

○小泉秀吉君 この海事代理士の業務について広い経験というのは、必ずしも海事代理士そのものでなくとも、広い経験があれば妨げないというように

○政府委員(壱井玄剛君) さようでござります。

○委員長(植竹春彦君) ほかに御質問もなければ、質疑は次回に譲りまして、次の審議に移りたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) 本日はこの

程度にしまして次に移ります。

○委員長(植竹春彦君) それでは議事

の都合によりまして、一般運輸事情に

○委員長(植竹春彦君) 朝鮮動乱が

起りまして、国際情勢がいろいろと変化して参りまして、内外の輸送貨物は急激に増加しつつあるような現状でございまして、特に特需関係、或いは重い経験を有する者、というふうに読むのですか、これは読み方はどういうふうに読んだらいいでしよう。

○政府委員(壱井玄剛君) これは「決定は」というところで切れておりま

す。

九

ます。

○小泉秀吉君 この海事代理士の業務について広い経験というのは、必ずしも海事代理士そのものでなくとも、広い経験があれば妨げないというように

○政府委員(壱井玄剛君) さようでござります。

九



自営電力の長所といふものも、相當ござりますし、特に信濃川発電所を持つておりますために、関東地域におきまつた國鐵の電気運転が円滑に行つておるという実情を見ますると、いろいろ経費も嵩むことではございましょうが、自営電力を持つほうがいいんだという議論も必ずしも根拠がないことではないと思うのであります。併しこれもあり需要供給がアンバランスのときに起ることでございまして、勿論一般の電力会社の開発によりまして、電力が非常に豊富に相成りますれば自営するといふのは余り意味がなく、むしろさうな経費があつたならば、鉄道固有の施設のほうへ投資すべきであるという御意見には全く御同感だと考えております。

○岡田信次君 この間うちからいろいろ議論が出ておりますが、結局最近の情勢からこの予算は計画通りは実行できない。必ず近き将来補正予算が必要になつて来やしないか、こう思われるのですが、その際の財源の一つとして運賃値上げを考慮しておられますか、どうですか。

○政府委員(石井昭正君) 只今岡田委員は、補正予算が必ず必要になるといふお話をございますが、私どもはまだこの本予算が御審議になつておる最中に、およぶやうには考えませんので、できるだけこの御審議を願つております予算を運用いたしまして、予算の趣旨を実行するよう相努めたいと考えておる次第でございますが、併しながら勿論そういう場合を仮定いたしまして、いろいろ研究はいたしておかなければならん情勢にあることも事実かと思うのであります。併しながら運賃の値上げは、これは経営費におきまして相当の赤字が出た場合に考えられることがあります。只今のところは國鐵の電気運転が円滑に行つておるという実情を見ますと、いろいろ経費も嵩むことではございましょうが、自営電力を持つほうがいいんだという議論も必ずしも根拠がないことではないと思うのであります。併しこれもあり需要供給がアンバランスのときに起ることでございまして、勿論一般の電力会社の開発によりまして、電力が非常に豊富に相成りますれば自営するといふのは余り意味がなく、むしろさうな経費があつたならば、鉄道固有の施設のほうへ投資すべきであるといふ御意見には全く御同感だと考えております。

○菊川孝夫君 有線電話法というのが今審議されておる、國鐵の使つておる信号通信もこれによつて制約されるということを仄聞しておりますが、まだこちらに法案が廻つておりませんし、出て来ておらないのですが、そなたた場合に、これはもう石井さん国有鐵道部長として、そういう折衝があり、準備がされているかどうか、これとの予算の関連についてお聞きしたいと思うのであります。

○政府委員(石井昭正君) 有線電気通信法は私詳らかではございませんが、近く国会に提出されて御審議を願う段階の予算上何ら影響はないございません。

○菊川孝夫君 何にもない。

○政府委員(石井昭正君) はあ。

○菊川孝夫君 ああ、そうですか。

○委員長(植竹春彦君) それでは国有鐵道關係は、この辺で本日のところは打切りたいと思ひますが、如何ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) それじゃ次へ

れば電通省の所管になる、こういう問題、今一つは鐵道の事業用のいわゆる工事費につきましては、これは一般的の工事費につきましては、これは考え方によつては別に運賃を値上げしなくとも、他に財源を調達する方法も全然ないわけではないのであります。工事費についてはさような方法をとりまして國鐵の独立採算というような健全財政の建前を崩すということにも相成らんじやないか、併しながら非常に物価騰貴が、インフレ的な傾向を帶びて参りましたし、特段にすべての諸物価が高騰いたして、経営費における信号通信もこれによつて制約されるということを仄聞しておりますが、国会に提出いたします案に、政府としてきましたときは、大体におきまして運輸省の言い分が認められて、實質上には何ら現状又当然運賃改正といふことに帰着すると思ひります。

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれにて散会いたします。

〔速記中止〕

午後四時二十二分散会出席者は左の通り。

委員	理事	委員長	植竹	春彦君
岡田 信次君	小泉 秀吉君	高田 寛君	山縣 勝見君	内村 清次君
菊川 孝夫君	村上 義一君	松浦 定義君	伊藤 郷一君	玉置 信一君
村上 義一君	松浦 定義君	鈴木 清一君	伊藤 郷一君	玉置 信一君

事務局側	常任委員会専門員	岡本忠雄君
事務局側	常任委員会専門員	岡本忠雄君
事務局側	常任委員会専門員	岡本忠雄君
事務局側	常任委員会専門員	古谷善亮君
事務局側	常任委員会専門員	古谷善亮君

昭和二十六年三月九日印刷

昭和二十六年三月十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所